

2007年度財産法の基礎2試験問題

2008年2月5日

松岡 久和

I 次の文章には、いずれも誤りがある。それぞれ、誤りの内容を簡潔に（3行以内が目安）指摘しなさい（Iの解答には解答用紙の1・2頁を使用すること）。

- (1) 債権者代位権は、自己の債権を保全する必要がある場合には、債務者に属する一定の権利を、債務者の代理人として行使することができる権利である。債務者が無資力でなくても債権者代位権を行使できる転用事例が認められている。判例によれば、債権者代位訴訟の効力は、訴訟の被告にならない債務者にも及ぶが、反対説も有力である。
- (2) 判例によれば、債務者の弁済は、原則として詐害行為にならない。しかし、例外的に、受益者と通謀した弁済は、詐害行為となる可能性がある。弁済の取消しが認められた場合には、取消債権者は、受益者に対して、直接自分に対する支払いを請求できる。さらに取消債権者は、相殺により、自らの債権を他の一般債権者に事実上優先して回収できるが、このことは、相対的取消しの理論によって根拠付けられる。
- (3) YがAに依頼されてXとの間で、連帯の特約なく保証契約を書面で締結したところ、Aが破産手続開始の決定を受けた場合、Xの支払請求に対して、Yは、催告・検索の両抗弁権を有しない。検索・催告の抗弁権は、保証契約によって排除することもできる。そのような特約が有効にされた場合、保証人は連帯保証人となる意思であると解される。
- (4) AがYに対して有する指名債権をBとXに二重譲渡し、譲渡通知をした。両方ともに確定日付のある譲渡通知であれば、Yは、先に通知の到達した方を債権者として弁済すべきである。Bへの確定日付のない譲渡通知が届いた直後に、Xへの確定日付のある譲渡通知が届いた場合にも、Yは、後に通知の届いたXからの支払請求を拒絶できる。
- (5) 債権者に弁済した保証人は、債権者の同意を要することなく、その債務を担保するために債務者が設定していた抵当権に当然に代位できる。保証委託契約において、求償する場合に、主たる債務より高い利率や違約金を定めることも有効である。抵当権に代位した保証人は、求償額全額について、同不動産の後順位抵当権者にも優先する。

II 次の「呪われたピアノ」事件を読み、末尾の問題(1)～(4)に答えなさい（IIの解答には解答用紙の3頁以降を使用すること）。

【本件売買契約の概要】

2007年9月25日に、Xは、5歳になる娘Aのために、B社の製造するピアノをC楽器店から150万円で購入する契約（本件売買契約）を結び、その代金はD信販のクレジットカードによる10回均等の分割払いとした（手数料込みで総額160万円。なお、引渡し予定日の関係で同年11月から各月16万円がXの銀行口座から引き落とされるとの約定になっていた）。Aの希望していたピアノの現物はCの店頭にはなかったため、XとCは、納品について、CがBに型番を指定して発注し、Bがピアノ専門の運送業者Eに依頼して10月30日にX宅に納入する。Cの従業員である調律師Fが納品に立ち会って調律し、Xに引き渡す、と合意した。

【本件で問題となったトラブル】

(1) 10月30日、E運送業者の従業員Gら数名が本件ピアノ（甲）をX宅に搬入したが、その際、Xが片付け忘れたノートパソコンの電源コードにGが足を引っかけて落とし、ノ

ートパソコンが動かなくなりました。後日、修理には6万円がかかることがわかった（新品の価格は20万円、同等の中古品価格は10万円）。

(2) また、調律師Fが甲の調律をしたが、音の一部の響きが少し変で十分な調整ができなかった。Xは、その点にクレームを付けたが、Aが早くピアノを弾きたがったので、上司と電話で相談したFから、「できるだけ早くメーカーのBに調べてもらい、不具合が修正できなければ、新しいピアノと取り替える」との説明を受け、X宅に搬入された甲をとりあえずは受領することにした。

(3) 11月3日、Aが甲を使ってピアノの練習をしている際に、不意に弦が断線し、弾みで鍵盤の蓋が閉まって、Aが指を挟み、全治2週間のケガをした（後に、治療費5万円を要した）。翌日、急行したBの従業員が調べたところ、製造工程で強度不足の部品を見逃がして使用したのが原因で、響きがおかしく、弦の断線が生じたらしいものと推測された。

(4) ピアノ製造工程上の問題が数件あることが発覚したBは、業績が一挙に悪化し、12月末には倒産しそうになった。

【トラブルに関する事後のやりとりの概要】

(1) ノートパソコンの件については、運送業者Eは、修理代金は保険でカバーされるので、全額支払うが、修理に要する3週間程度ノートパソコンが使用できないことについては、支払えないと答えた。製造業者Bや楽器店Cは、自分の従業員の過失によるのではないし、Xの過失もあるので、損害賠償は支払えないと答えた。こうした対応に誠意が感じられないと怒りを覚えたXは、仕事上ノートパソコンが必要不可欠だったので、同等の性能を有する新品のノートパソコンを20万円で購入した。

(2) ピアノ本体については、楽器店Cは、現場でFが約束したとおり、製造業者Bの製造工程に問題があったので、同等以上の新しいピアノに取り替えると提案した。しかし、Aが事故後ピアノに触ることを嫌うようになったため、将来Aをピアニストかピアノ教師にしようと考えていたXは、落胆して、本件売買契約をやめたいと希望している。

(3) Aのケガについては、楽器店Cは、製造業者Bの責任であり、自分は責任を負わないと主張している。

(4) 11月・12月には、Xが銀行に口座からの引落しの停止を求めることを忘れていたため、32万円がXの口座から引き落とされた。Xが、翌2008年1月に銀行に対して、口座からの引落しの停止を求めたところ、2月4日に、D信販会社から、「定時に支払いがなければ、Xは期限の利益を喪失するので、Xには、残額と遅延損害金を一度に支払ってもらうこととなります」と警告する通知がXに届いた。現時点は、2008年2月5日である。

【問題】

- (1) Xは、ノートパソコンについて、だれに、何を根拠に（民法の条文を適宜指摘すること。以下同じ）、いくらの損害賠償を求めることができるか、検討しなさい。その際、BやCの言い分についても、必ずその当否を論じなさい。
- (2) Xは、本件売買契約を解除できるか、検討しなさい。
- (3) Xは、Aのケガについて、だれに、何を根拠に、いくらの損害賠償を求めることができるか、検討しなさい。その際、Cの言い分の当否についても必ず論じなさい。
- (4) Xは、銀行口座からの引落としを止めたことで、D信販会社に対して責任を負うのか、検討しなさい。

※ピアノは割賦販売法2条4項の指定商品に含まれます（同法施行令別表第1の54）。指定商品に当たることについては、論じなくてよいものとします。